

鉄道に関する技術基準（車両編）における基礎知識（１）

社団法人 日本鉄道車輛工業会

[用語の定義]

- ・ 新幹線 : その主たる区間を列車が200キロメートル毎時以上の高速度で走行できる幹線鉄道。
- ・ 軌間 : 軌道中心線が直線である区間におけるレール頭部間の最短距離。
- ・ 本線 : 列車の運転に常用される線路。
- ・ 側線 : 本線でない線路。
- ・ 駅 : 旅客の乗降又は貨物の積卸しを行うために使用される場所。
- ・ 信号場 : 専ら列車の行き違い又は待ち合わせを行うために使用される場所。
- ・ 操車場 : 専ら車両の入換え又は列車の組成を行うために使用される場所。
- ・ 停車場 : 駅、信号場及び操車場。
- ・ 車庫 : 専ら車両の収容を行うために使用される場所。
- ・ 車両 : 機関車、旅客車、貨物車及び特殊車（除雪車、軌道試験車、電気試験車、事故救援車その他特殊な構造又は設備を有するものをいう。）であって鉄道事業の用に供するもの。
- ・ 列車 : 停車場外の線路を運転させる目的で組成された車両。
- ・ 動力車 : 動力発生装置を有する車両。
- ・ 閉そく : 一定の区間に同時に2以上の列車を運転させないために、その区間を1列車の運転に占有させること。
- ・ 鉄道信号 : 信号、合図及び標識。
- ・ 信号 : 係員に対して、列車又は車両を運転するときの条件を現示するもの。
- ・ 合図 : 係員相互間で、その相手方に対して合図者の意思を表示するもの。
- ・ 標識 : 係員に対して、物の位置、方向、条件等を表示するもの。
- ・ 危険物 : 国土交通大臣が告示で定める物のうち火薬類取締法第20条第2項の規定の適用を受けないもの。

以 上